

令和 3 年度

第 3 回いわき市教育委員会議事録

令和 3 年 6 月 23 日 (水)

第 3 回 教 育 委 員 会 記 録

- 1 開会年月日 令和 3 年 6 月 23 日 (水) 午後 1 時 3 0 分
- 2 開催場所 東分庁舎 5 階 会議室
- 3 出席委員
教育長 水 野 達 雄
教育長職務代理者 馬 目 順 一
委 員 根 本 紀 太 郎
委 員 宮 澤 美 智 子
委 員 小 峰 美 保 子
- 4 欠席委員 な し
- 5 説明のために出席した者の氏名
教育部長 高 田 悟
教育部次長兼総合調整担当 高 本 田 宜 誉
参与兼学校教育推進室長 高 橋 苗 々 子
教育政策課長 深 谷 健 司
学校教育推進室学校教育課長 菅 野 輝 義
文化振興課長 小 島 誠 一
文化振興課長補佐 小 林 洋 平
学校教育推進室学校教育課主任指導主事 四 家 知 美
学校教育推進室学校教育課指導主事 千 葉 健 太 郎
- 6 書 記 教育政策課主任主査兼総務係長 青 木 崇 徳
- 7 閉 会 午後 2 時 3 0 分

会議の概要

教育長 開会に先立ちまして申し上げます。

今般の新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、教育委員会の会議について、会議時間の短縮を図ることから、説明者及び関係者のみの出席とさせていただきます。

なお、「7、議事」につきましては、教科用図書の採択に関する重要な案件でありますことから、「8、協議事項」の案件が終了したのち、審議等を行いたいと思います。

委員の皆さまにも迅速な会議の進行に御協力くださるようお願いいたします。

教育長 ただいまから、令和3年度第3回いわき市教育委員会を開催いたします。

欠席委員の通告はございません。書記には青木主任主査兼総務係長を任命いたします。会期は、本日限りといたします。議事録への署名でございますが、本日出席された委員の皆様方をお願い申し上げます。

教育長 それでは、「6、教育長の報告」に入ります。いじめのない・子どもが輝くまちづくり推進本部委員の委嘱及び任命について、学校教育課長から説明願います。

学校教育課長 〔教育長の報告 いじめのない・子どもが輝くまちづくり推進本部委員の委嘱及び任命についての説明〕

教育長 それでは、質疑に入ります。本案件に関して、御質問や御意見がありましたら、お願いいたします。

根本委員 今年度のいじめ根絶に向けた作文や写真、ポスターなどの募集は、どのような日程で実施されるのか教えてください。

学校教育課長 昨年度と同様、夏休みに取り組んでいただき、夏休み明けに各学校で集約したのち、審査を経て、コンクールの入賞作品を決めるという日程で予定しております。

教育長 その他ございませんか。

馬目教育長職務代理者 委員はどのように選んだのでしょうか。

学校教育課長 いじめのない・子どもが輝くまちづくり推進本部設置要綱の第3条の4項にて推進本部委員は1つ、知識経験を有する者、2つ、関係団体の構成員、3つ、関係行政機関の職員、4つ、その他教育長が必要と認めた者のうちから本部長が委任又は任命しております。

教育長 今後、関係機関の役職の方が代替わりした場合には、代替わりした方が委任されるという理解でよいでしょうか。

学校教育課長 ご理解のとおりです。代替わりした場合には、新たな後任の方に了承をいただき、委任しております。

教育長 その他ございますか。

御質問、御意見がないようであれば、「6、教育長の報告」を終了いたします。

教育長 続きまして、「8、協議事項」に入ります。いわき市文化政策ビジョン（素案）について、文化振興課長から説明願います。

文化振興課長 〔協議事項 いわき市文化政策ビジョン（素案）についての説明〕

教育長 それでは、質疑に入ります。本案件に関して、御質問や御意見がありましたら、お願いいたします。

根本委員 この文化政策ビジョンというのは、今回初めて策定されるものでしょうか。

文化振興課長 この文化芸術に関する計画は、今回初めての策定になります。

根本委員 このビジョンの位置付けの中に、子どもたちへの文化財教育という文言を入れていただければと思います。

文化振興課長 子どもたちの文化財教育については、非常に重要であると考えており、基本方針の「Ⅰ、であう・たのしむ」の3つ目に「子どもたちが多様な文化芸術の魅力に触れ、理解を深める環境づくり」というのを位置付けています。この中では、文化芸術に触れることだけではなく、いわき市の歴史を学べるような取組も体系の中に入れております。また、Ⅲ、1の主な取組の例の説明に入れている「デジタルミュージアム」に関しては、今後発注していく中で、教育の分野、教育の現場でも活用できるようなコンテンツなどを入れられないか検討しております。委員のご意見を参考にさせていただいて、取組を進めていきたいと思っております。

教育長 その他ございますか。

馬目教育長職務代理者 このビジョンの素案を策定する上で、教育委員会の職員が参加しているのでしょうか。

文化振興課長 この文化政策ビジョンの策定の過程では、全庁的に意見を求めており、その中で教育委員会内の各部署から意見をいただいております。文化芸術基本法にお

いて、地方文化芸術推進基本計画を定めることは、努力規定となっておりますが、策定の際には、教育委員会の意見を聴くことが義務となっております。実際の実取組においては、どのようなやり方が一番効果的に子どもたちに伝わるかなど、教育委員会内の部署と連携しながら取り組んでまいりたいと考えております。

馬目教育長職務代理者 策定に当たり、教育委員会との関係を密に、職員同士で進めていくことが重要であると考えます。

その他市民の中には、博物館の建設を望む声があるかと思いますが、ビジョンの中で触れているのでしょうか。

文化振興課長 このビジョンについては、先ほど申し上げたとおり、これからの文化政策を進めていく上での指針であり、博物館の建設のような未実施の個別の実取組については、記載しておりません。しかしながら、新たな社会情勢の変化にも対応できるようにしております。

馬目教育長職務代理者 素案の8頁、9頁には、具体的な施設が記載されていますが、ビジョンとして具体的な内容まで及ばないということでしょうか。

文化振興課長 素案の7頁以降は、「本市における文化芸術の現状」ということで現時点の利用者数等の実績などを記載しているものです。12頁以降の「基本理念・基本方針」においては、考え方をイメージしやすいよう既存の実取組を記載させていただいています。

馬目教育長職務代理者 過去に検討された検討委員会において、博物館の建設といった意見は出なかったのでしょうか。

文化振興課長 これまで、検討委員会は4回開催しておりますが、その中でそういった発言はありませんでした。

教育長 その他ございませんか。

御質問、御意見がないようであれば、いわき市文化政策ビジョン（素案）についてに係る協議を終了いたします。

7月末に策定ということなので、本委員会での協議内容を踏まえ、ビジョン作成に取り組まれますよう、お願いいたします。

教育長 続きまして、「7、議事」に入ります。

ここで、会議の公開について、委員の皆様にお諮りいたします。

本日の議事につきましては、教科用図書の採択に関する重要な案件であるため、公正・適切な採択を行う上での環境を確保する必要があります。このような案件につきましては、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項ただし書」及び「いわき市教育委員会会議規則第14条」の規定に基づき、教育長又は委員の発議に

より、出席者の3分の2以上の多数で議決した時は、非公開とすることができることとされております。

ここでお諮りいたします。

「7、議事」の議案を非公開で実施することとしてよろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

教育長 御異議なしと認めますので、非公開といたします。

〔関係者以外、退出〕

教育長 それでは、議案第1号令和4年度使用教科用図書（追加分）の採択手続きについて、学校教育課長から説明願います。

学校教育課長 〔議案第1号 令和4年度使用教科用図書（追加分）の採択手続きについての説明〕

教育長 それでは、質疑に入ります。本案件に関して、御質問や御意見がありましたら、お願いいたします。

教育長 御質問や御意見がないようであれば、本案件に関して、お諮りいたします。

議案第1号 令和4年度使用教科用図書（追加分）の採択の手続きについて、原案のとおりとしてよろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

教育長 御異議なしと認めます。

教育長 円滑な会議の進行に御協力いただき、ありがとうございました。

以上で、令和3年度第3回教育委員会を閉会いたします。